

古田史学の会・東海

東海の古代

第147号 平成24(2012)年11月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

洞田一典氏が提唱された「持統周正仮説」
についての論考(2)を掲載します。

持統・文武の大嘗を疑う

—「持統周正仮説」による検証

日進市 洞田一典

一 不審な持統天皇の大嘗記事

『日本書紀』(以下簡単に書紀と書く。)によれば、天武天皇十五年(六八六)七月廿日に元を改めて朱鳥元年という。

(日本古典文学大系『日本書紀』下、480頁*1)

天皇は九月九日に崩御、皇后(後の持統天皇)が臨朝称制する。正式に即位したのは、持統四年庚寅(六九〇)正月になってからのことで、翌年の持統五年辛卯条はつぎのように述べる。

[以下《 》は引用文を示す。また()内は筆者による。]*2

十一月戊辰大嘗す。神祇伯中臣朝臣大嶋、天神寿詞を読む。(中略)供奉せる播磨・因幡国の郡司以下百姓男女に至るまで饗たまい、并せて絹等を賜わること各差有り

(日本古典文学大系『日本書紀』下、512頁)

この大嘗の日付けをめぐって多少の議論がある。岩波大系本の書紀下巻五一二頁頭注には、通証は戊辰の下に「朔辛卯」と補うが〔辛卯は二十四日〕、疑わしい。戊辰は十一月朔日の干支。この頃の大嘗の日は、養老神祇令の制のように下旬の卯の日と決まっていなかったか

(日本古典文学大系『日本書紀』下、512頁頭注二)

とある。ここでいう通証とは谷川士清『日本書紀通証』(一七六二)を指す。

また、この制については同大系本四一四頁頭注に、

(前略) 即位が七月以前であれば当年、八月以降ならば翌年十一月の卯の日に行なわれ、(中略)であった。

(日本古典文学大系『日本書紀』下、414頁頭注十)

という。のちの文献だが『令義解』には、仲冬下の卯、大嘗祭。謂わく、若し三卯あるときは中卯を祭日とし、更に下の卯の日を待たず*3

(『新訂増補 国史大系』22「令義解」、78頁)

とする記述がある。また、大嘗祭の祝詞にも

*1 【編者注】原文：改元日朱鳥元年

*2 【編者注】引用文をゴシック体、引用文献・引用箇所を明示した。

*3 【編者注】仲冬 …… 下卯大嘗祭 謂。若有三卯者。以中卯為祭日。不更待下卯也

中の卯の日に*1

(日本古典文学大系『古事記 祝詞』、434頁)

とある。

先の頭注の筆者には慮外の発想となるが、古田史学の立場からは、神と王権とにかかわるこの祭祀は九州倭国に古い淵源をもち、近畿天皇家はその形式をそっくりそのまま引き継いだ、と見る。したがってその実施に伴う手順などは既に確立していて、持統即位後の段階であらためて決める必要などなかった。

さて書紀は、少なくとも持統紀においては、各月に朔日の干支を付するのを通例とする。たとえば、

五年春正月癸酉朔、親王諸臣内親王女王内命婦等に位を賜わる。(一日が癸酉)

(五年) 秋七月庚午朔壬申、天皇吉野宮に幸す。

(一日が庚午、壬申は三日)

(日本古典文学大系『日本書紀』下、507、510頁*2)

など。しかし、

(五年) 六月、京師および郡国四十に雨水

(日本古典文学大系『日本書紀』下、510頁*3)

のようなものもある。これも岩波大系本書紀の頭注には、

通証に庚子朔を脱するかという。写本で脱したのではなく、原本ですでに脱していたものか。朔日干支を記入すると、雨水が朔日だけに限られる恐れがある。

(日本古典文学大系『日本書紀』下、509頁頭注一)

と述べる。もっともな意見だと思われる。

持統大嘗の日付けに朔辛卯の三文字が欠けた件については、第四節において再び触れる。それよりもはるかに重大な疑問点は、

「なぜ即位から二年近くも経過した頃になってやっと大嘗の儀式が行われたのか*4」

というところにある。しきたり通りなら即位の

年の十一月に行われるはずであった。かかる大幅な遅延を招いた原因は何なのか。その説明は書紀には見当たらない。

二 「周正」とは何か

書紀の持統四年(六九〇)十一月十一日条に、**勅を奉^うけ、始めて元嘉曆を儀鳳曆とともに**

原文は

奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆

(日本古典文学大系『日本書紀』下、507頁)

とある。元嘉曆とは、南朝劉宋において元嘉廿二年(四四五)に制定された曆をいう。梁の武帝天監八年(五〇九)までの六五年間南朝において用いられた。倭の五王が南朝の冊封を受けた以上、この曆は当時九州倭国へ伝来していたのは当然であろう。一方、儀鳳曆は唐の麟德曆(六六五~七二八)の日本国での別称だといわれている。唐の儀鳳年間(六七六~六七八)に新羅へ伝わったゆえの名か。天武・持統朝へもそれほど間を置かず、新羅で写された曆本が(おそらく曆の知識をもった人とともに)もたらされたと考えられる。

元嘉曆が平朔法(日・月の天球上での運行を等速とする)によるのに対して、儀鳳曆は定朔法(不等速と考え、曆の上の朔を実際の朔に近づける)のため、一旦平朔法(これは比較的容易)で求めたものを補正する。この手順が結構複雑なため計算にはたいへん手間がかかる。筆者も以前必要があって、ある年の麟德曆(儀鳳曆)による月朔表を試算してみたことがある。電卓を使ったのにもかかわらず意外に時間を要した。大きな数での「割り算」などは当時の計算技術ではたいへん面倒な作業だったはずである。

将来を見据えた新曆採用の方針が定まった上で持統四年の勅は、儀鳳曆法習得の号令であったと思われる。定説では書紀の月朔干支は、持

*1【編者注】今年十一月中卯日爾

*2【編者注】原文：五年春正月癸酉朔 賜親王・諸臣・内親王・女王・内命婦等位
原文：秋七月庚午朔壬申 天皇幸吉野宮

*3【編者注】原文：六月 京師及郡国□ 雨水

*4【編者注】即位：持統四年正月。大嘗：持統五年十一月

統六年から最後の十一年八月一日まで両暦が併用されたといわれているが、それはあくまで書紀文面上のことで、当時世間で実際に併用されたとは到底考えられない。また、この「持統六年から」には大いに異議がある。書紀編集者の相次ぐ錯覚がからんでいるのだが、これについては次節以下においてくわしく述べる。

一方、唐においては武后がついに政権を握り垂拱五年（六八九）春正月に永昌元年と改元する。その年の十一月には、この月を正月（「周正」とよぶ。）と改め再び改元して載初元年とする。同年九月九日に国名も周（「武周」ともいう。）に変え天授と改元、以後十五年にわたる女帝武則天の時代を迎える。

中国ではこのような正月（歳首）の変更は過去にもあった。前漢の武帝は一月を正月（「夏正」とよぶ。）と定めたが、王莽や三国魏の明帝は一時、十二月を正月（これは「殷正」。）にしたことがある。夏正が周正に変更されると十二月は臘月、従来の正月は単に一月と呼ばれる。武周ではその後十年間にわたり周正が用いられたが久視元年（七〇〇）十月に夏正に復する。また『三国史記』によれば、統一新羅でも唐より少し遅れて孝昭王四年（六九五）に周正に変え、同王九年（七〇〇）ふたたび夏正に戻している。

唐における周正移行の情報は意外に素早くわが国へも伝わったようである。その二ヶ月後に即位した持統女帝は、武則天と同じく旧制度一掃の手段としての周正採用に、強い誘惑を感じたのではあるまいか。そうでなくても周正は、儀鳳暦への改暦とあわせて対唐（周）外交の上からも必要とされる政策であったはずである。

しかし、天皇四年十一月十一日からの周正移行に際しいかなる事情があったのか、本来は次の年の干支に改めるべきところを二年先のそれ

書 紀	周 正 仮 説
持統四年庚寅十一月	持統五年壬辰 正月（十一月）
〃 四年庚寅十二月	〃 五年壬辰十二月
〃 五年辛卯 正月	〃 五年壬辰 一月
↓	↓
〃 五年辛卯 十月	〃 五年壬辰 十月
〃 五年辛卯十一月	〃 六年癸巳 正月（十一月）

に書き替えてしまった。これを裏付ける史料がある（参考文献4参照）。

これが「持統周正仮説」（以下「周正仮説」と略記する。）の概略である。その状況をつぎに示す。

三 持統の大嘗は即位の年に行われた

『皇年代私記』（以下単に『私記』と略記する。）という古文書がある。持統天皇の項から大嘗に關係のある部分のみを抜書きする。

六年壬辰十一月辛卯大嘗会、^{因幡}_{播磨}

（『改定 史籍集覽』第十九冊、『皇年代私記』19頁）

これは同書の本文中に出る。この文書では、朱鳥年号が朱鳥二年（持統元年）丁亥から、朱鳥九年（持統八年）甲午まで継続して使われている。ただ月朔の記入は多くない。

文中の六年を朱鳥六年だとすれば、大嘗は書紀と同じ年になる。しかし年の干支が合わない。持統六年なら、干支は一致するが書紀の持統五年記事に矛盾する。

参考までに左に書紀記載の干支と卯の日を示す。

- 持統四年（朱鳥五年）庚寅十一月朔は甲戌（元嘉暦）、卯の日は六日己卯・十八日辛卯
- 持統五年（朱鳥六年）辛卯十一月朔は戊辰（元嘉暦）、卯の日は十二日己卯・廿四日辛卯
- 持統六年（朱鳥七年）壬辰十一月朔は辛卯（儀鳳暦）、卯の日は一日辛卯・十三日癸卯・廿五日乙卯 [ただし、（ ）内は筆者による]

『私記』のこの記述を信用できないものとして捨て去るのは簡単だが、本書の著者がなぜ成立不能なこんな文を載せたのか。矛盾の原因はむしろ書紀の側にあるのではないか。

あちら立てればこちらが立たぬ、といったこの閉塞状況は、前述の「周正仮説」によって即座に解消する。すなわち、朱鳥五年（持統四年）庚寅十一月が新正月になれば、この月は改めて朱鳥六年壬辰正月（十一月）とよばれる。この「奇妙な正月」の大嘗の祭は、（朱鳥）六年壬辰十一月辛卯の日に行われたと記録に残された。年の干支は変わっても、日の干支の方はもと

のままだから月朔は甲戌、辛卯の日は十八日になる。この月は小の月（晦日は廿九日）で辛卯は下の卯の日にあたる。つまり事実上、書紀の筆法「夏正」をもってすれば次のようであった。

〈持統天皇の大嘗は、（書紀にあるより一年早く）天皇四年十一月甲戌朔辛卯の日に挙行された。〉

この場合、天皇は自らの始めた周正のおかげで、即位の年の十一月には大嘗を行えないことになった。その月は翌五年の正月（十一月）になってしまったからだ。

すでに述べたように、持統四年十一月から新しい儀鳳暦も試みたはずだった。だが書紀記載の月朔干支は、この月から持統十年十一月までの、閏月二例を含み無記載を四例を除く総数七十一例中、「ただ一つ」を除いてすべて元嘉暦と一致する。つづく十年十二月と翌年四月は、理由は不明だが儀鳳暦になっている。

さて、ここでいう「ただ一つ」とは書紀の「持統六年十一月朔」を指す。朔干支は書紀では辛卯と書かれてこれは儀鳳暦だが念のため元嘉暦を調べると朔日の干支は壬辰、卯の日は十二日癸卯・廿四日乙卯となっていて辛卯はない⁽³⁾。

朝廷内の大嘗記録は、前述の『私記』と同じく「六年壬辰十一月辛卯の日大嘗」であったと思われる。後の書紀編集者は当初これを持統六年壬辰十一月の記事だと思いこんだ。しかし先に述べたように、元嘉暦ではこの月に辛卯の日はない。儀鳳暦で計算したところ朔日が辛卯であった。

そこで取りあえず書紀編集用の暦日表をこの月だけ儀鳳暦に差し替えたうえで大嘗記事を記入した。これが「元嘉暦の海に浮かぶ、たった一つの儀鳳暦」という異常な状況を生むことになる。

四 書紀編集者の犯したダブルエラー

これで辛卯の日の問題は片づいたかに思われたが、持統天皇の大嘗は天皇五年十一月のことだったという伝承の存在が編集者を困惑させた。しかし、書紀が歴史の真実を記すための書では

ないことを、編集者たちは重々承知していたはずである。

それほど昔でもない時代の出来事も都合が悪い場合には歪曲し、いかに真実らしく取りつくり記述するかが要求された。ここで隠蔽すべき事項は何であったのか。

第一に「周正」の存在だった。施行の第一歩で年の干支を二年先のものにするという失態を演じてしまったわけだが、書紀が近畿天皇家唯一正統の宣言書をめざす以上、文化後進性丸だしの「ずれた干支」を表面に出すのは避けたい。始めから周正などなかったふりをするのがこの場合最も手っ取り早い方法だった。

次に「朱鳥」年号がある。天武紀の執筆者が別だったせいも、元年だけが天武十五年条に出てしまったが、もともと九州王朝のものと考えられる。だから持統紀ではタブーになっていたはずだ。

隠したいのはさしあたりこの二点であった。後になって先の大嘗記録にあった六年は朱鳥六年であることに気づいたが、朱鳥六年が持統四年十一月から始まるとは書けない。朱鳥六年に当たる書紀の持統五年の干支は辛卯であって壬辰ではないが、十一月の下卯の日は幸運にも辛卯だったから代役にはピッタリだった。

ところでこの時点では、すでに前節で述べた差し替えた儀鳳暦朔干支をもとの元嘉暦に修復しておくことなど、すっかり忘れていたようだ。干支には元嘉とか儀鳳とかの名札が付けられているわけではない。しかし、その気になって調べれば見つけられる明白な証拠を現場近くに残すとは迂闊であった。

書紀編集者によるこの「お手つきの跡」に気がついたとき、筆者は『私記』の「六年壬辰十一月辛卯大嘗会」が真実の記録であることを再度確認し得た。

年の干支を記すことの少ない書紀には、さしたる抵抗もなしに持統五年十一月条へ大嘗記事は書きこまれた。

第一節で問題になった「朔辛卯」三文字の脱落は、つぎのような順序で生じたと推測される。

まず、誤認にもとづいて

①〔訂正前〕 「(持統六年) 十一月辛卯朔大嘗神祇伯 (中略) 各有差。戊成新羅遣 (下略)」

とした後に傍線部を五年へ移した。

だが、辛卯朔（儀鳳曆）を元の壬辰朔（元嘉曆）に戻すのを忘れ、

②〔訂正後〕 「(持統六年) 十一月辛卯朔戊成新羅遣（下略）」（現存書紀と同文）

③〔転記後〕 「(持統五年) 十一月戊辰朔辛卯大嘗神祇伯（中略）各有差。」

とした。③ではいったん正しく書いた傍線部だったが、②に残したはずの「辛卯朔」をも一緒に転記してしまったと錯覚し、傍線部の「朔辛卯」をけずって、

④〔削除後〕 「(持統五年) 十一月戊辰大嘗神祇伯（中略）各有差。」（現存書紀と同文*1）
（日本古典文学大系『日本書紀』下、513頁）

としてしまった。六年十一月の辛卯日がたまたま朔日であったのも不運だったが、書紀の文④の不備はすべて②で壬辰朔への修復を怠ったことから始まった。

しかし「周正」と「朱鳥」とを隠すのにこの程度の手落ちだけで処理できたのは、むしろ上出来だったといつてよい。

それにしても『私記』の一文がなければ、ここまで推論を進めるのはむずかしかつたにちがいない。歴史の真実は正史の中よりはむしろ野にひそんでいるようだ。焚書する権力者たちの心の内にある怖れもわかる気がする。

五 文武天皇の大嘗も即位と同年だった

ひきつづき『私記』を引用する。同書の文武天皇条に、

天皇二年戊戌十一月己卯大嘗会^{美濃尾張}
（『改定 史籍集覧』第十九冊、『皇年代私記』19頁）

とある。これは『続日本紀』（以下単に「続紀」と書く）の大嘗記事

（二年）十一月丁巳朔己卯に大嘗す*2
（新日本古典文学大系『続日本紀』一、12頁）

に相当する。己卯は廿三日にあたる。

ところで、この記事には傍注の形で、
或即位同年云々

（『改定 史籍集覧』第十九冊、『皇年代私記』19頁）

という奇妙な書きこみがある。

周正による暦がこの時期にも用いられていたとして、『続紀』に載る記事との対応は、

続 紀	周 正 仮 説
文武元年丁酉八月即位	文武元年戊戌八月即位
↓	↓
〃 元年丁酉十一月	〃 二年己亥正月（十一月） 大嘗（傍注）
↓	↓
〃 二年戊戌十一月 大嘗	〃 三年庚子正月（十一月）

となる。たしかに即位と同年の十一月が、周正ではしきたり通り翌二年十一月の大嘗の月になっている。

さらに、傍注の記述は他書によっても裏づけられる。

『歴代皇紀』の文武天皇の項には、

大化三年八月一日受禪 同日即位歳十五元東宮
同十一月大嘗会 美濃尾張
（『改定 史籍集覧』第十八冊、『歴代皇紀』29頁）

とある。前掲書とともにこの本は、書紀の持統九年乙未（六九五）を元年とする大化年号を用いている。大化三年は文武元年にあたる。

また、『一代要記』は文武天皇条において、

持統十一年丁酉二月立太子
八月一日甲子 受禪 同日即位 時年十五
十一月大嘗会 美乃尾張

異本云 大化四年十一月己卯 大嘗会始之
（『改定 史籍集覧』第十八冊、『一代要記』32頁）

を本文中に載せる。これも大嘗を即位同年だとする。異本云にある大化四年正月（十一月）は、

*1【編者注】原文：(持統五年) 十一月戊辰 大嘗 神祇伯中臣中臣朝臣大嶋讀天神壽詞 壬辰 賜公卿食衾 乙未 饗公卿以下至主典并賜絹等 各有差。

*2【編者注】原文：十一月丁巳朔 日有蝕之 辛酉 伊勢国献白纒 癸亥 遣使諸国大祓 己卯 大嘗 直広肆榎井朝臣倭麻呂豎大楯 直広肆大伴宿禰手拍豎楯梓 賜神祇官人 及供事尾張・美濃二国郡司百姓等物各有差

同三年（文武元年）と同一年になる⁽⁴⁾。

『皇年代私記』傍注も『歴代皇紀』と『一代要記』の本文も、そろって「周正仮説」を支持する。続紀とは矛盾する記述ではあるが、しきたり通りで何の不都合もない。となると、続紀の述べる文武二年の大嘗記事は、書紀のしるす持統五年の大嘗とまったく同じ状況下に置かれる。即位が一月であろうと、八月であろうと、実質当年の十一月が大嘗の月となることに変わりはなく、それを翌年のことと書く。

この風変わりな持統周正も、唐（周）や新羅と同じく大宝元年（七〇一）以降には廃止されたはずだが、その時期は不明である。中央以外では、開始時も国ごとに異なっていたふしがある。

十年余におよぶその存在は正史から抹消され、記録の干支は書き直された。だが、古文書の片隅には、ひっそりと生き延びてきたその姿が見えかくれする。

ともあれ七世紀最後の十年間は、日本古代史にとって干支には細心の注意を払う必要のある期間となったことは確かである。

《注》

(1) すでに有坂隆道氏が参考文献5の第一章で指摘されている。そこには、

梁初の天監元年（五〇二）に倭王武を征東將軍に進号した記事を最後に、推古朝に至るまで倭からの遣使は中国の史書に記載されておられません。ということは、いわば冊封体制から離脱したからであります。前に申しましたが、『書紀』欽明天皇十四年（五五三）六月条に、百済に対して暦博士らの交代上番と暦本を求めたのは、そのためと考えるべきなのであります。（以下略）（『古代史を解く鍵』33頁）

とある。卓見というべきであろう。ただ、氏の視野には九州倭国の存在は、残念ながら、ない。

(2) 『旧唐書』高宗紀總章二年（六六九）

「八月戊申朔日有蝕之」

が、『新唐書』ここでは同年

「六月戊申朔日有食之」

にかわっている。暦日計算の結果は八月朔は丁未、六月朔は戊申であった。

(3) 持統四年十一月から同十一年八月までの六年間において書紀記載の月朔干支が「儀鳳曆」で書かれたのは、次の三例であった。参考までに（ ）内に「元嘉曆」による干支を示す。

日本書紀	朔干支	
	儀鳳曆	元嘉曆
持統 六年十一月	辛卯	(壬辰)
〃 十年十二月	己巳	(戊辰)
〃 十一年 四月	丙寅	(丁卯)

これについては友田吉之助氏が『日本書紀成立の研究』の第七章で小川清彦氏の「日本書紀の暦日について」を論評して

小川氏の学説には閏字脱落の問題以外にも、疑点が残されているようである。すなわち小川氏の見解によれば、持統紀は元嘉曆に拠っていることなのであるが、氏の計算と書紀の暦日との間には、次のようにずれを生じている。

日本書紀	儀鳳曆	元嘉曆
持統六年十一月辛卯朔	壬辰朔	壬辰朔
持統十年十二月己巳朔	戊辰朔	戊辰朔
持統十一年四月丙寅朔	丁卯朔	丁卯朔

書紀には「持統六年十一月辛卯朔」とあるが、元嘉曆・儀鳳曆ともに「壬辰朔」とあり、同様に「持統十年十二月己巳朔」・「持統十一年四月丙寅朔」においても、元嘉曆および儀鳳曆との間に、一日のずれを生じている。朔における三個の一日のずれは誤写とは思われず、しかも六年間に三個のずれを生じているから、暦法の相違に起因しているものと解されるのである。してみると持統紀には、元嘉曆にも儀鳳曆にも合致しない暦日が記されていることになり、書紀の暦日が単純なものでないことを示しているものと思われるのである。

（『日本書紀成立の研究 増補版』、376頁）と述べられている。

だが友田氏の示された儀鳳曆の朔干支は、平朔計算によるもので、本来の儀鳳曆（定朔）ではない。右の議論は、儀鳳曆への誤解に基づく見当はずれなものであろう。

(4) 『一代要記』持統天皇条に、（異本日、今年十一月己卯大嘗始之）とあるが、十年十一月に

は己卯の日はない。おそらく同書文武天皇条の（異本云…）（前出）の誤人であろう。

《参考文献》

- 1 「皇年代私記」（近藤瓶城編『改定・史籍集覧』第十九冊、臨川書店）
- 2 「歴代皇紀」（同右第十八冊）
- 3 「一代要記」（同右第一冊）
- 4 「消された正月－持統朝改暦始末記」（『古代に真実を求めて』第三集、明石書店）
- 5 「古代史を解く鍵－暦と高松塚古墳」（有坂隆道、講談社学術文庫）
- 6 「日本書紀成立の研究」（友田吉之助、風間書房）
- 7 「日本書紀の暦日に就いて」（内田正男『日本書紀暦日原典』付録、雄山閣、あるいは、斎藤国治「小川清彦著作集－古天文・暦日の研究」、皓星社）
- 8 『日本暦日原典』（内田正男、雄山閣）

なお、『日本書紀』は日本古典文学大系本（岩波書店）を、『続日本紀』は国史大系本（吉川弘文館）、『三国史記』は東洋文庫（平凡社）を参照した。

初出：『新・古代学』第5集、2001（平成13）年3月20日、新泉社

最古の「戸籍」木簡 その1

名古屋市 石田敬一

1 「竺志前國嶋評」の木簡

2012年6月13日付けの日本経済新聞などに、福岡県太宰府市の国分松本遺跡から、七世紀末の戸籍が書かれた日本最古の木簡が発見されたとの記事が載りました。この木簡に関しては、「古田史学会報」No. 112において古賀達也氏が“太宰府「戸籍」木簡の考察”と題してすでに詳細に論述されていますので、内容が重複するところが多いですが、この木簡に関する私見を述べます。

古賀氏も述べられているとおり、この木簡は、

その出土状況からONライン以前のものであることは間違いありません。また、この木簡には「竺志前國嶋評」とあり「郡」ではなく「評」が使われていることから、大宝律令以前は「評」が使用されていたことがあらためて確認できます。

書かれている文字で重要なことは、通常は「筑前國」と表記されますが、この木簡では「竺志前國」とされているところです。「つくし」ではなく「竺」が使われて、「ちくし」若しくは「じくし」ですので、これは現地音を反映した地名です。

記紀では、竺志前國の記述はありません。ただ、次のとおり景行紀に1カ所のみ、筑紫後國が記述されています。

A（景行天皇十八年）秋七月辛卯朔甲午 到筑紫後國御木 居於高田行宮

（日本古典文学大系『日本書紀』上、295頁）

景行の子、成務は、『古事記』では乙卯に没したとされるので、それが355年であるとすれば、景行は4世紀の時代の天皇になります。となると、このAに記述される筑紫後國の時期は、4世紀ということになります。しかし、4世紀の時代に筑紫が前・後に分割されていた証拠は、中国の文書など他に見あたらないようですので、この記事の内容あるいは時期についての信頼性は低いと思います。

なお、筑紫前國については、記紀に例がありません。

また、この木簡の表記で注目すべき重要な点は、前・後に分国されているのが「竺志」であることです。「ちくし」を略さないまま、そのうしろに「前」を付加して国名、竺志前國を表記しています。『古事記』には「竺紫」の表記がありますし、『隋書』倭國伝には「竹斯國」とあり、「ちくし」と呼ばれていた国が、この時期に筑前國に分国されていたのではなく、竺志前國に分国されていたことを示す点は極めて重要であると思います。竺志（筑紫）、豊、肥（火）は、それぞれ分国されて、その国名のうしろに前あるいは後をつけて、竺志前國、竺志後國、豊前國、豊後國、肥前國、肥後國とし、日向、薩摩、大隅とあわせて全部で九国すなわち九州にした

ということなのです。すなわち、名実ともに天子の直轄統治領域を示す九州としたのですから、簡略化した筑前國、筑後國の表記ではおかしかったのです。この木簡がその疑念を晴らしたと思います。

2 国分松本遺跡

国分松本遺跡位置図



この木簡が発見された国分松本遺跡は、上の位置図に示したとおり、奈良時代の天平十三年（741年）に聖武天皇の国分寺造立の詔により創建されたとする、東の国分寺と西の国分尼寺に挟まれたところに位置します。いうまでもなく、北西には大野城、西には水城、東には観音寺、太宰府天満宮、南西には通古賀があり、南東は大宰府政庁があり、これらに囲まれた地域です。ここは、弥生時代から奈良時代までの遺構が密集しており、それらの中には弥生時代中期前半の木棺墓や中期後半の大溝、掘立柱建物、竪穴住居、古墳時代の大型円形建物があります。特に大型円形建物は、4世紀後半と6世紀前半の竪穴住居跡の間に存在していたことから、5世紀の建物とされます。この大型円形建物は、形状が特異な円形であるばかりではなく、176.6平方メートルの床面積があり、たいへん大きい建築物であることが特徴です。2009年11月の新聞報道では3世紀の纏向遺跡において238平方メートルと推定される建物跡が発見されており、また同じ5世紀の建物跡としては、奈良県の極楽寺ヒビキ遺跡が約225平方

メートルと想定されており、これらに次ぐ大きさといえましょう。

国分松本遺跡の同じ場所で方形の住居跡が発見されているので住居とは考えられにくく、このような大きな円形の建物は政庁に付属する施設であったと考えるのが自然です。

「竺志前國嶋評」の戸籍木簡の発見は、大宝律令以前の7世紀には、国分松本遺跡の地に国家体制の基本となる戸籍制度を司っていた政庁が存在し、さらに、それ以前の5世紀に政庁にかかわるであろう施設が存在していたことを示しているように思います。

3 「進大弐」

この木簡には「進大弐」が墨書きされています。『日本書紀』の記述を信用するならば、天武14年（685年）に「進大弐」など冠位四十八階の制定記事があります。諸王には次の十二階があります。

明大弐、明広弐、明大弐、明広弐
浄大弐、浄広弐、浄大弐、浄広弐
浄大参、浄広参、浄大肆、浄広肆
そして、諸臣には次のとおり四十八の位階があり「進大弐」は、その43番目の位階です。

正大弐、正広弐、正大弐、正広弐
正大参、正広参、正大肆、正広肆
直大弐、直広弐、直大弐、直広弐
直大参、直広参、直大肆、直広肆
勤大弐、勤広弐、勤大弐、勤広弐
勤大参、勤広参、勤大肆、勤広肆
務大弐、務広弐、務大弐、務広弐
務大参、務広参、務大肆、務広肆
追大弐、追広弐、追大弐、追広弐
追大参、追広参、追大肆、追広肆
進大弐、進広弐、進大弐、進広弐
進大参、進広参、進大肆、進広肆

『続日本紀』の文武元年（697年）の八月二十九日に王族と五位以上の者に食封を地位に応じて与え、九月九日には、勤大弐の丸部臣君手に直広弐を賜った記事があり、冠位四十八階の制定記事を裏付けます。

さらに十一月十一日に務広肆坂本朝臣鹿田と進

大壺大倭忌寸五百足を陸路から遣わすとともに、務広肆土師宿禰大麻呂と進広参習宜連諸国を海路から筑紫に遣わして新羅の使いを迎えさせた記事も、冠位四十八階の制定記事の妥当性をうかがわせます。

この記事にある「筑紫」は「筑紫國」とは記述されていないので九州のことを指していると思われる。

一方で、『日本書紀』の持統四年（690年）には次のとおり「筑紫國」とあります。

B 大唐學問僧智宗義徳淨願 軍丁筑紫國上陽羊郡大伴部博麻 從新羅送使大奈末金高訓等 還至筑紫

（日本古典文学大系『日本書紀』下、505頁）

この記事の最後にある「筑紫」は九州のことを指していると思われるが、軍丁に続く「筑紫國」の表記は、問題です。この木簡の出現により、筑紫は701年以降に分国されたのではなく、七世紀末には分国されていたことがはっきりしましたから、この持統四年（690年）における「筑紫國」の表記は不審です。

これは、701年の大宝律令の時点になってから前・後に分国されたとする『日本書紀』の建前から、これにそって大宝律令以前は分国されていないとして「筑紫國」に書き換えたと考えられます。その書き換えの証拠は「上陽羊郡」とあるように「評」が「郡」に書き換えられているところにあります。701年以降の立場で「評」を「郡」に書き換えているのです。従って、本来は「竺志前國」又は「竺志後國」であったものを701年以降の立場で「筑紫國」の表記に変えたと考えられます。となると大伴部博麻の筑紫への帰国記事の内容や年代は、同様に書き換えられている可能性が高いと思われます。

なお、最後の「至筑紫」の筑紫は、「筑紫國」となっていないので、これまで同様に九州のことでしょう。

4 竺志前國、筑紫國、筑前國

『日本書紀』の天武七年（679年）の十二月の記事に次のようにあります。

C 筑紫國大地動之 地裂広二丈長三千余丈 百姓舍屋每村多仆壤 是時 百姓一家有岡上当于地動夕以岡崩処遷 然家既全而無破壊家人不知岡崩家避 但会明後知以大驚焉

（日本古典文学大系『日本書紀』下、433頁）

この天武七年の筑紫地震の時期には、すでに筑紫國は前・後に分国されていたはずですので、これは「竺志前國」や「竺志後國」であったものを大宝律令後の建前によって書きあらためられた記事といえましょう。

また、『続日本紀』の文武二年（698年）には次の記事があります。

D （文武二年）三月己巳 詔 筑前國宗形 出雲國意宇二郡司 並聽連任三等已上親

（新日本古典文学大系『続日本紀』一、8頁）

文武二年三月九日の詔により、筑前國宗形と出雲國意宇の二つの郡司は、共に三等以上の親族を連続し任ずることを並めて聴く。

この記事について、古賀達也氏は、「大化二年新詔の考察」（「古田史学会報」89号、2008年12月16日）において次のとおり記述されます。

従来、この記事は七〇〇年以前のことなので、「郡」は「評」と読み替えられてきましたが、私の説では「郡」のままでよいこととなります。すなわち九州年号大化二年詔（六九六）の建郡基準・郡司任命基準記事を受けて、九州年号大化四年（六九八）に諸国司に命じて郡司を任命させたのです。

（「古田史学会報」89号、2頁）

郡司については、古賀氏が示されたとおり、696年の郡司任命基準に続いて698年の郡司任命記事があるので、郡司のままでよいと思われます。となると、「竺志前國」の木簡は、696年以前のものと考えればよいのか、あるいは年代に誤りがあるのか、もしくは、この698年の記事にある「筑前國」は、ONライン以降に書きあらためたものか、のいずれかのように思われます。が、木簡に示すように本来は、竺志前國であった表記を、ONライン以降に筑前國に書きあらためられたと考えるのが妥当と思われる。

5 分国の始まり

次に、分国の始まりについては、いつ頃であったのか、私の考えを示します。

古老傳えて云う。雄大迹天皇のみ世に當り、筑紫君磐井、豪強暴虐にして、皇風に偃ず、生平の時、預め此の墓を造る。俄にして官軍動發し、襲んと欲する間、勢勝たざるを知り、獨り自から豊前國上膳縣に遁れ、南山峻嶺の曲に終る。是に官軍、追ひ尋ねて蹤を失ひき。士、怒り泄いて、石人の手を撃ち折り、石馬の頭を打ち墮しき。

古老傳へて云う、上妻の縣に多く篤疾有るは、蓋し茲に由るか。

(『釈日本紀』所引筑後國風土記)

私は、以前から主張しているとおおり、『釈日本紀』所引筑後國風土記の磐井の説話記事は、その記述が岩戸山古墳の現地状況と一致していることから、信頼できる記事であると主張してきました。

また、下線で示したとおおり「縣」が「郡」に修正されずにそのまま記述されていますので、書き換えがされていない記述であることを裏付けていると思います。

九州に限っては、2種類の風土記があります。「郡」であるところを「縣」で表記する風土記です。「縣」風土記は、8世紀の「郡」風土記より古くからあった風土記で、筑後國風土記の磐井の説話は、そこから切り取って『釈日本紀』に挿入したものと思います。つまり、この記事に関しては、編者の手が入っていないと考えています。なぜなら、この短い記述の中に2カ所ある「縣」は、もし近畿側編者の手が入っているとすれば、近畿の大義名分に従って、必ず「郡」に変えられていましょう。しかし、「縣」は「郡」に書き換えられずに、そのままにされています。

先述のBでは『日本書紀』の持統四年(690年)に「筑紫國上陽羊郡」とあり、Dでは『続日本紀』の文武二年(698年)に「筑前國宗形出雲國意宇二郡司」とあります。「郡」の表記であり、「縣」ではありません。つまり書き換えがされています。従って、筑後國風土記の磐井の説話には近畿側編者の手が入らず、古老が伝えた内容をそのまま記述してあると考えて良

いと思います。

となると、この信頼がおける記事にある「豊前國」に注目すれば、6世紀初めの磐井の戦いがあった頃には、前・後に分国がなされていたと考えるのが妥当です。

つまり、「竺志前國」であったことを示した木簡の考古学上の証拠と『釈日本紀』所引筑後國風土記の史学上の証拠の両面から、大宝律令以降に分国されたとする通説は誤りであるとともに、6世紀初めには分国されており、そのときの国名は、筑前國や筑後國ではなく、竺志前國や竺志後國であったと考えるものです。

講談社学術文庫『日本書紀』(上)での誤訳

—古代史覚書帳—

瀬戸市 林 伸禧

『日本書紀』(上)の継体即位前紀に
成人された天皇は、人を愛し賢人を敬い、心が広く豊かでいらつやした。武烈天皇は五十七歳で、八年冬十二月八日におかくれになった。

(講談社学術文庫『日本書紀』上、346頁)

と、記述(現代語訳)されているが、武烈天皇と記述するのは誤訳である。原文は

天皇壯大 愛士禮賢 意豁如也 天皇年五十七歳 八年冬十二月己亥 小伯瀬天皇崩

(日本古典文学大系『日本書紀』下、19頁)

である。誤訳とした理由は次のとおおりである。

- ・「継体天皇即位前紀」の記事であるから、天皇は継体天皇を指す。継体天皇以外の天皇は固有名で記述されている。
- ・継体天皇が武烈8年(506年)57歳であれば、継体25年(531年)は82歳である。そして、継体25年春2月條には

廿五年春二月 天皇病甚

丁未 天皇崩于磐余玉穗宮 時年八十二

(日本古典文学大系『日本書紀』下、47頁)

と記述されており、即位前紀と即位紀の年令が一致する。

『日本書紀』継体即位前紀の読下し文・現代語訳

参考書	読下し文	現代語訳
講談社学術文庫 『日本書紀』(上) 講談社	—	成人された天皇は、人を愛し賢人を敬い、心が広く豊かでいらっしやった。 武烈天皇は五十七歳で、八年冬十二月八日におかくれになった。
日本古典文学大系 『日本書紀』下 岩波書店	天皇、 ^{とどかさかり} 壯大にして、 ^{ひと} 士を ^め 愛で ^{さかしき} 賢を ^{みやま} 禮ひたまひて、 ^{みこころゆたか} 意豁如にまします。 天皇、 ^{みとし} 年五十七歳、八年の冬 ^{ふゆ} 十二月の ^{しはす} 己亥に、 ^{つちのとのおひ} 小泊瀬天皇 ^{をはつせのすめらみことかむあが} 崩りましぬ。	—
日本古典文学全集 『日本書紀』2 小学館	天皇、 ^{とどかさかり} 壯大にして、 ^{ひと} 士を ^{めぐ} 愛み ^{みやま} 礼ひたまひ、 ^{みこころくわつじよ} 意豁如にまします。 天皇、 ^{みとし} 年五十七歳にして、八年の冬 ^{きは} 十二月の ^{きは} 己亥に、 ^{をはつせのすめらみこと} 小泊瀬天皇 ^{かむあが} 崩ります。	天皇は成人されて、人を愛し賢者を敬い、御心は寛容であられた。 天皇が御歳五十七歳の時、八年冬十二月己亥（八日）に、小泊瀬天皇（武烈天皇）が崩御された。
中公クラシックス 『日本書紀』II 中公新書	—	成人された天皇は、士を愛し賢人をうやまい、寛大な御心をおもちあつた。 御年五十七歳の八年（武烈天皇八年）冬十二月の ^{つちのとのおひ} 己亥 ^{おはつせのすめらみこと} 八日に、 ^{かく} 小泊瀬天皇（武烈天皇）がお崩れになった。
原本現代訳 『日本書紀』(中) 教育社	—	天皇は、壮年で、士を愛し賢を礼〔遇〕して、心がひろく大きかった。 天皇が、年五七歳の〔武烈〕八年、冬一二月八日、オハツセ〔武烈〕天皇が崩じた。

10月例会報告

○ 『日本書紀』年表(仁徳～武烈)

瀬戸市 林 伸禧

『日本書紀』年表(仁徳～武烈)案を発表した。
特徴としては、

- ・天皇の年令が分かるのは、履中・雄略のみである。

- ・皇子から直接天皇位に即位したのは、仁徳、允恭、安康、雄略、顯宗である。
- ・天皇の正妻を皇后と記述せず、皇妃(履中)・皇夫人(反正)と記述している。
- ・皇太子を儲君(反正、木梨輕太子)と記述している。
- ・市辺押磐皇子(顯宗即位前紀)、飯豊青尊(顯宗即位前紀)は天皇に即位したと思われる記述がある。

等について報告した。

○ 倭国の貨幣制度

名古屋市 佐藤章司

これまでは日本最初に造られた貨幣は「和同開珎」ということが常識になっていたが、それ以前に出土している「無文銀錢」や「富本錢は、誰が先行した貨幣なのかを考察した。

『続日本紀』には

- ・文武天皇3年に「始めて錢鑄司を設ける」
- ・和銅元年に「始めて銀錢を發行する」
- ・同年「始めて銅錢を發行する」

とあり、貨幣の發行の一連の流れがあるが、他方『日本書紀』には

- ・天武天皇12年詔して「今より以降、必ず銅錢を用いよ。銀錢を用いてはならぬ」

と言われたと記す。これによれば明らかに「和同開珎」が始めての貨幣ではないことになり、この『続日本紀』と『日本書紀』記述の矛盾を、大和朝廷の和銅元年の貨幣制度に先だって「九州王朝の制定した貨幣制度があった」とする仮説を導入すると、問題点や疑問点が氷解していく、と発表した。

本件を發表するにあたって、講談社学術文庫『続日本紀—全現代語訳』(宇治谷 孟)を使用した。訳が正確でないところがあるので注意をした方が良く、具体的な個所を示した上での指摘があり、また、「始めて」や「初めて」の用例の使い方や違いも、良く調べて使用することが必要であろうとの指摘もあった。

○ 朝鮮半島に和地あり(その3)

名古屋市 佐藤章司

『日本書紀』神功摂政49年に、「新羅を破り比自焮・南加羅・喙国・安羅・多羅・卓淳・加羅の七カ国を平定した」

との記事があり、このことから朝鮮半島に倭地があったことがわかる。また、その3年後の神功摂政52年、百濟王から神功摂政にプレゼントされたとする七支刀記事はその刀の銘文から泰和4年(369年)に製作され、神功摂政ではなく倭王旨(中国風一字名)にプレゼントされたものであり、神功摂政49年及び52年の記事は『日本書紀』編纂者による倭国史料か

らの盗用であると述べた。

追記

通説では、神功摂政49年に記述されている南蛮の忱弥多礼を耽羅(聃羅、濟州島)とするが、倭国からも百濟からも濟州島は近過ぎるため、南蛮と言えるか検証が必要となろう。

11月例会予定

日時：11月18日(日) 午後1時30分～5時
場所：名古屋市市政資料館(第4集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

12月例会：12月16日(日)名古屋市市政資料館

1月例会：1月20日(日)名古屋市市政資料館

例会は、12月・1月共に**第3日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会出席者へお願い

例会に出席される方は、「東海の古代」
本号を持参されるようにお願いします。